

医療情報取得に関する掲示

当院では、電子資格確認（オンライン資格確認）を行う体制を有しており、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて、患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関です。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。

初診時	1 点
-----	-----

再診時	（3 月に 1 回に限り算定）	1 点
-----	-----------------	-----

《マイナ保険証の利用の有無にかかわらず》

取得情報には、受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報が含まれ、その情報を活用して診療を行うことになります。

正確な情報を取得・活用するために、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解・ご協力をお願いいたします。